令和２年度

与謝野町織物業生産基盤

支援事業補助金のご案内

【募集要項】

申請期間

４月１日（水）～５月２９日（金）

与謝野町商工振興課

電話：0772-43-9012

１．　事業の目的

　　与謝野町の伝統産業である織物業及びその関連産業の振興と発展を図るため、丹後織物工業組合が推薦する事業者が行う生産基盤の整備等の取組に対し支援します。

２．補助対象事業者

　次の（１）から（３）まで条件をすべて満たす事業者

1. 与謝野町内に住所を有する個人事業者又は事業所を有する法人事業者
2. 統計法（平成１９年法律第５３号）第２８条第１項の規定に基づき定められた日本標準産業分類のうち中分類１１繊維工業に属する事業を行う事業者で、丹後織物工業組合の推薦をうけた者。

※織物業、撚糸業、整経業、紋工業及び精練整理加工を行う事業所

　（３）町税等に滞納がない事業者

　　　　※町税等とは…与謝野町税条例（平成1８年条例第57号）第３条に規定する町税、同第１９条に規定する延滞金及び同第２１条に規定する督促手数料。

３．補助対象事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| **補助対象事業** | 織物業及び関連産業等の生産基盤を支えるために行う小幅織機設備の新設、更新及び改良事業  ※「京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金」に申請した方も申請できます。 |
| **補助対象経費** | 機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、設置費、消耗品購入費、その他町長が必要と認める経費。  ※消費税は対象外  ※申請代行手数料や申請手続立会費用等は補助対象外  ※対象経費の合計が30万円に満たない場合は、対象となりません。 |
| **補助率等** | 【補助金額】対象経費の３分の１以内（千円未満切り捨て）  （上限250万円、下限１０万円）  ※ただし、町及び町以外の補助金の交付合計額が、補助対象経費の3分の2の額を超えないこと。  ※予算額の範囲内での補助金交付とします。（補助率が下がる場合があります。） |
| **補助対象期間** | 令和２年４月１日～令和３年２月２６日  ※原則、補助金の交付決定を受けてから着手し、令和３年２月２６日までに支払いを完了させること。ただし、早期着手の必要性から事前着手届を提出する場合は交付申請日以降が補助対象期間となります。 |
| **その他** | 交付申請にあたっては、丹後織物工業組合の推薦書が必要です。 |

４．交付申請

（１）提出書類

・交付申請書（様式第１号）

　　添付書類

1. 実施計画書（別紙１）

※設備の更新・改修の場合、製造番号の表示がある設備については、更新・改修前の設備の製造番号もご記入ください。

1. 事業費所要額調（別紙２）
2. 事業収支予算書（別紙３）
3. 産地組合推薦書（別紙４）
4. 見積書の写し　※整備内容や数量、消費税抜き額が明記されているもの。
5. 町税等納税証明書（補助金申請専用の納税証明書）

５．交付決定前の着手について

　　　効率的な事業実施のため早期着手の必要がある等の理由により、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、下記の注意事項に承諾していただく必要があります。

　交付決定前の着手に関する注意事項

1. 交付申請日の前日以前に着手されているものは補助の対象となりません。

(2)交付申請書の提出があっても、審査の結果不交付となる場合もあります。

(3)申請から補助金交付決定を受けるまでの間に、計画変更は行えません。

(4)補助金交付決定を受けるまでの間に、天変地異等により、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は申請者の負担となります。

(5)補助金交付決定額は、交付申請額より小さい場合があります。

６．審査

　緊急性、稀少性及び必要性等を総合的に審査し、交付・不交付を決定します。

７．交付決定

　交付事業者には、補助金額を決定し通知します。

※交付決定をした場合でも、補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額は、申請額を下回る場合があります。

※交付決定後において変更や取り止めの申請が生じた場合の不用額については、追加交付決定をし、分配する場合があります。

８．実績報告

補助事業終了後、速やかに以下の書類を提出してください。（令和３年２月２６日［金］までに提出してください。）

・実績報告書（様式第５号）

　添付書類

1. 事業結果報告書（別紙１）  
   ※製造番号の表示がある設備については、整備した設備の製造番号もご記入ください。
2. 事業費精算書（別紙２）
3. 事業収支決算書（別紙３）
4. 事業完了を証明する写真

（設備の更新又は改修について申請された方は、整備前及び整備後の写真を提出して　ください。）

1. 金融機関への振込人、振込先、振込日及び振込金額が確認できる書類の写し

（振込依頼書の写し、通帳の該当欄の写し等）

1. 請求書・請求明細書の写し※整備内容や数量及び消費税抜き額が明記されているもの。
2. 町税等納税証明書（補助金申請専用の納税証明書）

お願い

実績報告書の提出については、事業完了後、速やかに提出いただくと、その後の支払い等の事務手続が円滑に進められますので、ご協力をお願いします。

９．事業の変更・中止等

　事業の途中で、導入する設備の変更（整備する場所や数量の変更など）又は中止をする場合は、「変更（中止）承認申請書（様式第３号）」を提出し、事前に承認を受けることが必要です。

この場合は、必ず、事前に担当者まで相談してください。

なお、対象事業費が増額しても、補助金の増額は原則認められません。

１０．事業の状況報告

　必要に応じて、補助事業の遂行及び収支の状況について報告を求めたり、職員による現地調査を行う場合があります。

１１．補助金の返還、関係書類の保存等

　交付要綱等に違反した場合や、補助金を目的外に使用した場合には、交付決定を取消し、補助金の返還を求めることがあります。

　補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠書類を事業実施年度の終了後１０年間保存しておくことが必要です。また、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の場合、取得財産管理台帳（京都府伝統産業生産基盤支援事業補助金様式）を備え、保管状況を明らかにするとともに、減価償却資産の耐用年数（１０年を超える場合は、１０年間）に相当する期間は、その処分が制限されます。

１２．書類の提出、お問い合わせ先

　　〒629-2292　与謝野町字岩滝1798番地1

　　　与謝野町役場商工振興課

　　　電話：43-9012　　　ファクス：46-2851

１３．手続きの流れ

提出期限　令和２年５月２９日（金）　午後５時必着

**①申請書の提出**

申請書の提出の際又は後日、申請内容についての詳細の聞き取りを行い、その後、事業内容を審査します。

　②内容の審査（町）

補助金交付の可否を決定。文書により各事業者へ通知します。（令和２年６月下旬を予定）

　③交付決定（町）

事業の着手は、原則、交付決定後となります。

※ただし、早期着手の必要性から事前着手届を提出する場合は交付申請日以降が補助対象期間となります。

**④事業実施**

事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

（令和３年２月２６日（金）までに提出）

**⑤実績報告**

実績報告書の内容をもとに、交付額を確定し、文書により通知します。

　⑥交付額の確定（町）

「補助金交付請求書」に必要事項を記入し、押印の上、提出してください。

**⑦補助金交付請求**

（注意）

　　事業計画を途中で変更、中止又は廃止する場合は、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。必ず事前に町へご相談ください。

振込により支払います。

　⑧補助金の交付（町）